

球磨清流学園部活動後援会会則

第1条 名称及び事務所

本会は、球磨清流学園部活動後援会（以下「後援会」という）と称し、事務所を球磨清流学園に置く。

第2条 目的

後援会は、球磨清流学園部活動の円滑な運営と部活動の促進を図り、心身ともにたくましい生徒の育成に寄与することを目的とする。

第3条 事業

後援会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 部活動の育成と促進のための援助。
- (2) その他、目的達成のために必要な事業。

第4条 会員

後援会は、球磨清流学園に在学し、部活動に所属する生徒の保護者及びこの目的に賛同するものをもって組織する。

第5条 役職員

後援会に次の役職員をおく。

会長1名 副会長1名 評議員若干名 事務局長1名
会計1名 顧問若干名

第6条 任務及び選出方法

1. 会長はPTA会長がこれにあたり、後援会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長はPTA副会長がこれにあたり、会長を補佐し、会長の事故のある時は、その職務を代理する。
3. 評議員は各部の保護者代表、学校部活動代表をもって組織し、評議員会は会長の招集により、次の事項を審議する。
 - (ア) 規約の制定及び改廃
 - (イ) 役員を選出
 - (ウ) 事業計画及び予算並びに決算に関すること
 - (エ) 後援会の運営に必要なこと
 - *議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - *評議員の議長は会長がこれにあたる。
4. 事務局長及び会計は、会長が委嘱し事務及び会計に従事する。
5. 後援会に顧問をおくことができる。
 - *顧問は、評議員会にはかつて会長が委嘱する。
 - *顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第7条 任期

1. 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。
3. 任期満了後においても新役員が決定するまでは、それぞれの職務を遂行するものとする。

第8条 会議

1. 会議は、総会、評議員会、及び各部保護者会とする。
2. 総会は、年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。
3. 評議員会は必要の都度、会長がこれを招集する。
4. 各部保護者会は、必要の都度、各部保護者代表が会長の承認を得て招集する。
5. 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 会計

1. 後援会の経費は、入会金・会費・村助成金・その他の収入をもって当てる。
2. 生徒の活動費については、学校部長会で審議し、評議員会にはかり、総会で承認を得る。
3. 入会金、及び会費の納入は加入申し込みと同時に行う。
4. 途中で退会しても入会金及び会費の払戻はしない。
5. 各部の決算については、各部の部長が保護者会でそれぞれ行う。
6. 後援会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 雑則

この会則に定めるほか必要な事項は、評議員会にはかって会長が定める。